

京都会館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成26年3月25日京都市
条例第（11）号）（文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課）

消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、京都会館の利用料金の上限額の適正化を図る必要があるため、京都会館条例の一部を改正する条例の一部を改正することとしました。

この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

京都会館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川大作

京都市条例第()号

京都会館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

京都会館条例の一部を改正する条例（平成25年3月29日京都市条例第66号）の一部を次のように改正する。

別表備考以外の部分の改正規定を次のように改める。

別表備考以外の部分を次のように改める。

区 分		利 用 料 金			
		午 前	午 後	夜 間	全 日
大ホール	日曜日, 土曜日 及び休日	円 222,170	円 403,200	円 510,170	円 987,420
	その他の日	169,710	309,600	390,850	757,020
	中ホール	日曜日, 土曜日 及び休日	108,000	194,400	245,820
	その他の日	82,280	151,200	187,200	367,200
小ホール	日曜日, 土曜日 及び休日	23,650	29,820	36,000	80,530
	その他の日	18,300	22,830	27,460	61,810
楽屋兼レッスン室		4,520	6,270	7,200	16,250
会 議 室		4,520	6,270	7,200	16,250
中庭その他の構内地		1平方メートルにつき			250
付 属 設 備		別に定める。			

別表備考3の改正規定中「上限額」に」の右に「, 「1,000円」を「10円」に」を加え, 同備考4の改正規定中「掲げる額」の右に「(3の規定の適用がある場合にあっては, その適用後の額)」を, 「とする」の右に「。この場合において, 当該金額に10円未満の端数があるときは, これを切り上げる」を加え, 同備考5の改正規定中「上限額」に」の右に「, 「100円」を「10円」に」を加え, 同備考4の次に次のように加える改正規定中「100円」を「10円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前の申請に係る京都会館の利用に係る料金については、この条例による改正前の京都会館条例の一部を改正する条例中別表の改正規定は、なおその効力を有する。

(文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課)